

富士砂防事務所の災害時等応急対策業務  
(測量・設計・観測・調査検討・地質等)に関する基本協定(案)

国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所長 藤平 大(以下「委託者」という)と、〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「受託者」という)とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模災害が発生し、又は発生が予測され、富士砂防事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務(測量・設計・観測・調査検討・地質等)(以下、「業務」という。)」に関し、ご協力を求めるときの手続きについて定め、災害の拡大防止と被害の早期復旧に帰することを目的とする。

(業務の実施区域)

第2条 委託者が受託者に対し協力を要請する活動の実施区域(以下、総称して「実施区域」という。)は、下記のとおりとする。  
富士砂防事務所管内とする。ただし、富士砂防事務所管外において、大規模災害時に富士砂防事務所が対応する必要がある場合には、その区域を含むこととする。

(業務の内容)

第3条 委託者が受託者に対し協力を要請する活動の内容は、委託者の指示に基づく実施区域における(※)とする。

上記(※)部分には下記に示す区分毎の「内容」がそれぞれ入る。

区分	内 容
区分(1)	基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、現地測量、UAVによる公共測量、降灰量調査、浸透能調査等
区分(2)	空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等
区分(3)	土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量等、土石流等の監視、緊急応急対策検討、降灰量調査、浸透能調査等
区分(4)	機械ボーリング、総合解析、降灰量調査、浸透能調査等

(技術者)

第4条 受託者は、委託者に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、委託者と協議し、同等の資格を有する者を指定するものとする。  
2. 受託者は、本協定期間内においては、毎年3月31日までに、4月1日の技術者の雇用状況(予定)について、書面により委託者に報告するものとする。

(業務の要請)

第5条 委託者は、受託者に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面(第1報は電話で可)により要請するものとする。

2. 受託者は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により委託者に報告するものとする。また、出動要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく書面により委託者に報告するものとする。

(業務の実施)

第6条 受託者は、第5条に基づく出動の要請があった場合はすみやかに出動し、活動を実施するものとする。

2. 受託者は業務にあたり、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者から、担当技術者を選出することとする。また、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合は、委託者と協議し、同等の資格を有する者を指定するものとする。

3. 業務の直接の指示は、富士砂防事務所所属職員のうち委託者が指定する者(以下、「指示者」という。)が行うものとし、受託者はその指示に従うものとする。

4. 委託者は、前項による指示者を指定したときは、速やかに受託者に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 委託者は、受託者に第5条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(業務の完了)

第8条 受託者は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出動人員等を書面により委託者に報告するものとする。

(費用の請求)

第9条 受託者は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、委託者に請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 委託者は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 本活動の実施に伴い、委託者、受託者いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは受託者の技術者等に損害が生じたときは、受託者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により委託者に報告し、その処置について委託者、受託者協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに受託者の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは受託者の技術者等に損害が生じたときは、受託者がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに委託者の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは受託者の技術者等に損害が生じたときは、委託者がこれを負担するものとする。

(訓練・研修等への参加)

第12条 受託者は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、受託者の負担とする。

(有効期限)

第13条 本協定の有効期限は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2. 協定発効時に受託者が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度委託者、受託者協議して定めるものとする。

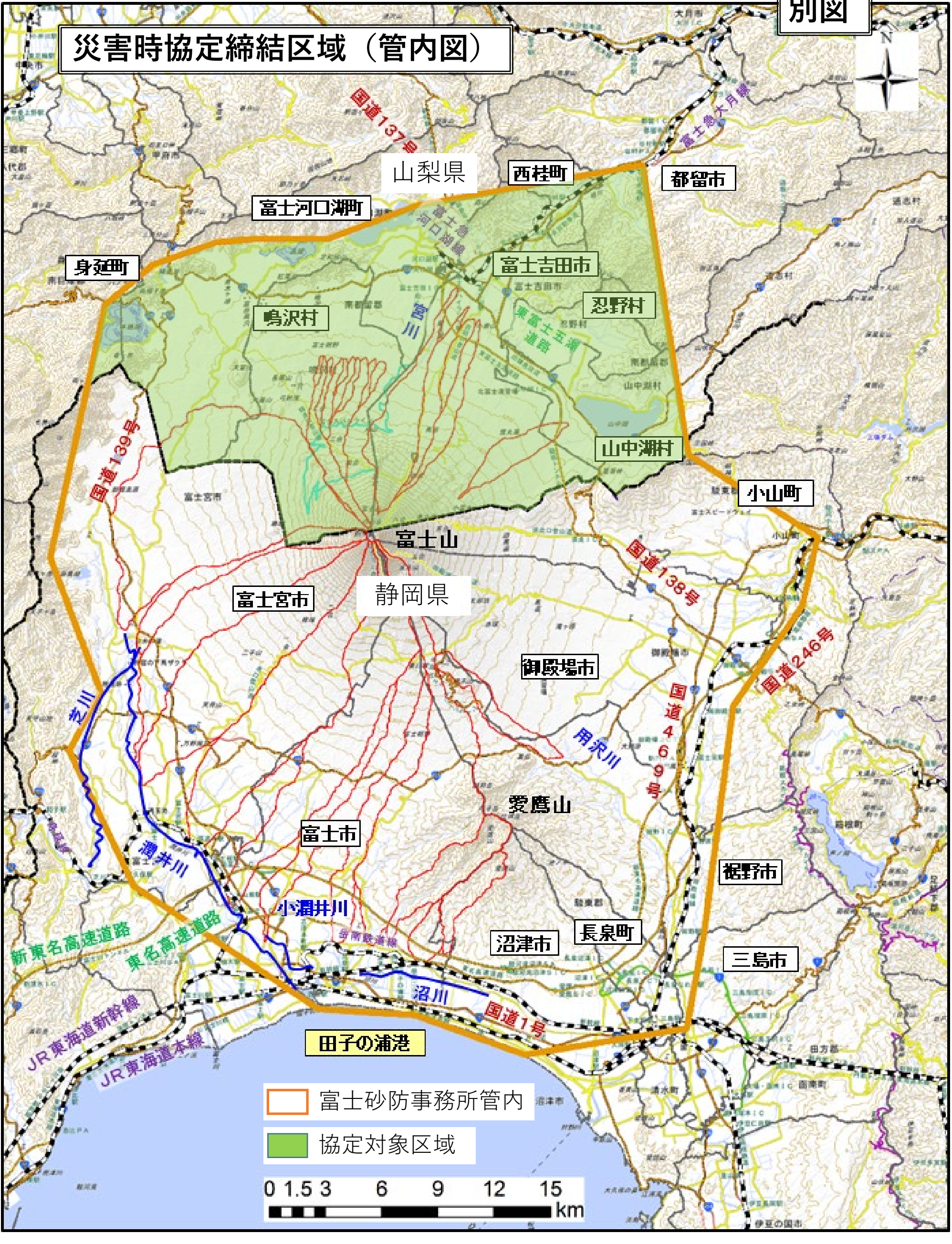
この協定の証として、本書2通を作成し、委託者、受託者が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和5年〇〇月〇〇日

委託者 静岡県富士宮市三園平1100  
国土交通省 中部地方整備局  
富士砂防事務所長 藤平 大 印

受託者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

災害時協定締結区域（管内図）



富士砂防事務所管内

協定対象区域

0 1.5 3 6 9 12 15 km